

令和2年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和2年12月10日(木) 午前9時30分～午前11時26分

○場 所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
〃	○	小谷野晴夫			
			出席 5人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	手塚均	教育次長	清水光則
社会福祉課長	木村一枝	こども福祉課長	仙頭明久
高齢福祉課長	長塚章	健康増進課長	近藤和行
教育総務課長	近藤善昭	学校教育課長	田澤孝一
生涯学習文化課長	篠崎正代	文化財課長	山口耕一
スポーツ振興課長	若林毅		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	上野和芳

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

1. 開会

2. あいさつ 松本賢一 委員長

3. 会議録署名委員 小谷野晴夫 委員

4. 事件

(1) 付託事件審査について

補足説明 なし

議案第55号 令和2年度下野市一般会計補正予算(第5号)【所管関係部分】

《質疑・意見》

第2表 継続費補正

○坂村委員： 継続費補正の教育総務費について、補正前と補正後で約10億円の違いがあるが、内容を伺う。

●教育総務課長： 今回の補正による事業費の減額は、南河内小中学校建設工事において当初予算35億987万6,000円見込んでいたが、契約締結により事業費が30億6,900万円で確定したこと、また支払いに関する協定書の締結により令和2、3年度の支払額が確定したこと、及び駐車場グラウンド整備工事費について精査により額が確定したことによる。当初予算では南河内小中学校建設工事の今年度末の進捗を40%と見込んで14億395万円を見込んでいた。契約後の7月17日に支払いに関する協定書において今年度末の出来高を16.97%とし、それにより今年度の支払い額を4億6,864万円とした。今年度予定している南駐車場整備工事について当初予算で1億6,366万2,000円を見込んでいたが精査した結果5,000万円に減額したことで令和2年度合計で15億6,761万2,000円であったものを10億4,897万2,000円減額し5億1,864万円とした。また令和3年度の建設工事については当初21億592万6,000円を予定していたが、支払いに関する協定書により残りの26億36万円及び当初設計で見込んでいなかった追加工事への対応として1億5,345万円を加え27億5,381万円とした。また西側駐車場及び中学校グラウンド整備工事について、当初2億4,549万円であったのを1億2,000万円に減額したことで令和3年度合計23億5,142万円から、28億7,381万円に変更となり5億2,239万円の増額となっている。また、その下の施工監理業務についても契約が締結になったこと、また支払いに関する協定書により令和2年度、令和3年度の事業費が確定したことによる減額である。

第2表 継続費補正

○磯辺副委員長： 社会教育費の石橋複合施設整備事業について、年割額で令和2年度が少し増えている。当初からどのように変わったのか。進捗状況が変わったのか。

●生涯学習文化課長： 当初予定額との変更について、当初はまだ事業者が決定していない中の予定額だったため、今回事業者が決定して今年度中に行われる基本設計、実施設計の支払いのためこの金額とした。

○磯辺副委員長： スケジュールでは基本設計と実施設計が年度をまたいでいたかと思うが、その通り進んでいるということか。

●生涯学習文化課長： そのとおり、順調に進んでいる。

[歳入]

15款1項2目 教育費国庫負担金

○小谷野委員： 歳入の教育費国庫負担金が全額減額された理由を伺う。

- 教育総務課長： 先ほど説明した通り今年度事業費について10億近く減額したことにより、当初見込んだ負担金を次年度に持ち越し精算払いとすることで今回減額するものである。

15款2項5目 教育費国庫補助金

○小谷野委員： しもつけ風土記の丘資料館整備費補助金 995 万 2,000 円の減額について伺う。

- 文化財課長： 国庫補助の額の確定による減額であり、国の裁量になるので詳しくは聞いていないが補助対象と補助対象外の扱いで判断している。

22款1項1目 総務債

○坂村委員： 運動場改修事業の内容について伺う。

- スポーツ振興課長： 140万円の補正については、別処山公園の遊具設置に伴うものである。社会資本整備総合交付金交付決定により当初予算計上していた公共等事業債の差額分を補正するものであり、当初起債額は130万円だったものが270万円となったことによりその差額分140万円を補正するものである。

○坂村委員： 合併特例事業債のグリムの森施設整備事業がマイナスになっている理由を伺う。

- 生涯学習文化課長： マイナスになった理由は、当初屋根改修と電気設備工事改修で合併特例債を見込んでいたが、屋根改修は 10 月末で工事が完了したが電気設備工事のほうは現在工事中であり、工事が終わっていないため電気設備工事の減による減額となる。

22款1項6目 教育債

○坂村委員： 南河内東公民館防水改修事業について、歳出で公民館改修工事とあるがほとんど起債したもので工事が済むということか。

- 生涯学習文化課長： 緊急防災・減災事業債として100%使えることになっている。この事業債は今年度までということで今回補正する。70%の地方交付税として交付がある。

[歳出]

3款1項3目 高齢者福祉費

○坂村委員： 高齢福祉総務費の配食サービス事業等はサービスの内容が増えたための補正なのか。

- 高齢福祉課長： 配食サービス事業、声かけふれあい収集事業については、内容の増

ではなく利用者の増加を見込み、不足した分を補正するものである。配食サービスでは、令和元年度上半期の利用者112人、配食数5,564食だったが、令和2年度上半期は利用者116人、配食数が、6,411食と約1,000食近く増えている。下半期も同様に増を見込んだ。声かけふれあい収集事業はシルバー人材センターに委託し、ごみの収集をしているが令和元年度上半期11名利用が令和2年度24名と倍増。これを見込んで45万円計上した。

4款1項1目 保健衛生総務費

○坂村委員：産後ケア事業の実績について伺う。

●健康増進課長：産後ケア事業は令和元年度から始まった。一年目の元年度は宿泊型（泊りがけ）事業が1名利用1泊2日、通所型（施設に通う）利用が5名で10日間の実績だった。令和2年度4月～11月の実績では宿泊型が9名、28泊と39日、通所型が3名で3日間という実績である。2年目であるので周知がされてきたものと考えている。

○磯辺副委員長：この増額は、12月以降の増を見込むものか。別の費用なのか。

●健康増進課長：今回補正はサービスの利用ではなく、国の10分の10の補助事業で、産後ケアを提供する事業所あてに利用者の感染防止や、感染への不安をなくすための衛生用品やマスク、消毒剤の提供をするものであり、市内3箇所で開催しているが施設は市外の人でも利用でき、その所在する市町村が国の補助事業を受け衛生資材を提供するものである。

○磯辺副委員長：コロナ対策ということか。

●健康増進課長：コロナ感染防止対策である。

4款1項2目 予防費

○磯辺副委員長：予防接種事業について、一定の高齢者等への新型コロナウイルス検査助成について、65歳以上で基礎疾患がある方が対象で、自己の判断で検査を受けられるということであるが、どのような状況を想定されているのか。

●健康増進課長：コロナの検査に関しては、濃厚接触者などが受ける国が全額負担の行政検査と、発熱等の症状があり医療機関受診時に医療保険で3割自己負担になるが最終的に県が負担する検査、また発熱等症状がなく行政検査の対象にならないが心配なので検査をする場合、いわゆる自己負担での検査という例があり、国では一定の高齢者や基礎疾患のある方は感染した時に重症化する割合が高く、重症化すると医療を圧迫するという事で、自覚症状がない65歳以上の高齢者や基礎疾患のある方が検査を希望して受ける場合の検査を市町村がした場合に国が補助を出す事業となっている。

○磯辺副委員長：何名くらいを想定しているか。負担割合は3分の1か。償還払いなのか窓口精算するのか。

●健康増進課長：どこの機関とも契約をしていない状況であり、今回600名分を想定

して補正した。検査料もまだ確定していないため、PCR検査では2万円、抗原の定量検査については7,500円という国の基準額から600名分での予算とした。委託した検査機関にお願いする場合と検査機関を通さず個人で検査した場合を想定し、委託料と扶助費としている。

- 磯辺副委員長： 個人負担なく、済ませられるということか。
- 健康増進課長： 検査料はまだ確定していないので個人負担はゼロと確定していない。3分の1は個人負担で3分の2は市が助成し、その半分が国の補助金という流れである。
- 磯辺副委員長： 基準の価格から3分の1負担となると、PCR検査で6,000円くらいになる。東京では、民間の検査で2,000円くらいで検査を受けられるようになってきた。的を射ていない政策であるような気がする。高齢者の周りの方、例えばエッセンシャルワーカーに対して行うならわかるが、目的がわからない政策であると感ずる。
- 健康増進課長： 実際には、コロナは発症の2日前から感染を広げると言われているため、現在症状がないから感染していないとは言いきれず、現在の行政検査は保健所で積極的疫学調査というのをやって把握するが、例えば、自分が感染者の多発している地域に行かなければならない場合など、行ったからといって必ずかかるわけではないが、行ってかかっていないかどうかの不安の解消につながると思う。今回の事業自体は陽性が出た場合には通常通り保健所に届けを出し、その後県の方で疫学調査をしたり入院手配をとったりと通常患者と同じであり、安心できる施策になっていると思う。
- 磯辺副委員長： 65歳以上、基礎疾患がある方は積極的に感染者が多いところへ出かけることが少ない世代ではないかと思うので対象者としてどうかと感想を持った。
- 健康福祉部長： 定期的に検査を行わないといけないものなので、今日は陰性でも明日は陽性だということもあり、そういった考えもあると思う。目的としては多くが65歳以上の基礎疾患のある方ということで、施設等に入所される方を対象としているものなのかと思う。施設の方も健康な方、陽性の方は受けられないというのもあり、その辺りが一番の理由かと思う。市としては安心して生活してほしいという目的をもって制度導入したという経緯がある。

10款1項2目 事務局費

- 坂村委員： 学校教育運営事業バス借上げ料について、コロナの関係で修学旅行等の中止による影響か伺う。
- 学校教育課長： このバス借上料は、毎年実施している小学生の市の陸上記録会時の移動のためのバスである。本年度、開催について延期しながら検討してきたが、開催することが難しいという判断をしたことにより減額補正するものである。

10款1項5目 教育振興費

- 磯辺副委員長： 義務教育学校整備事業の国の補助金減額について、今年の補助金はこのように決まったが、来年度は確約されていると考えて良いのか。
- 教育総務課長： 教育費の国庫負担金について、一度交付決定を受けているので来年度に精算払いという形をとるのである程度確約されている。

10款4項2目 文化振興費

- 坂村委員： グリムの森施設整備事業の空調設備改修について、当初予定は無く工事を進めるうえで決まったものなのか伺う。
- 生涯学習文化課長： グリムの改修事業は、全熱交換器の改修である。当初は予定していなかった。築24年であり改修しておらず、設計段階ではこのままでいけると思っていたが工事を始めたところ修繕が必要とわかり、このままでは効率が悪く熱交換がきちんとできないため今回補正とした。

10款5項2目 体育施設費

- 坂村委員： 体育施設改修事業について、旧国分寺西小学校体育館防災施設改修と石橋体育センターの修繕を実施した理由について、当初ではなく工事を進めるうえで追加になったのか伺う。
- スポーツ振興課長： 旧国分寺西小学校体育館は、ボルダリング施設を設置したところである。学校施設から体育施設へ用途変更したことから建築確認申請上、今までのように学校施設としては見られないとのことで、消防署から指摘があり体育館にも個別に受信機等設置する必要が出てきたため補正となる。石橋体育センター防球ネット・暗幕修繕については、国体ハンドボール競技会場となることから、照明LED化、安全マットの設置等改修工事を進めているが、新たに暗幕、及び防球ネットに不具合が生じたため改修を行う。防球ネットの開閉に不具合がありうまく開閉させることができなくなったため、原因調査したところ、滑車が壊れていることがわかり、また暗幕についても一部破損、破れ等があり併せて改修する。来年8月にハンドボールのリハーサル大会が予定されておりそれまでに修繕をしたい。
- 坂村委員： 国体等が控えているのでよろしく願います。土地購入費については大松山運動公園プール横の土地か。
- スポーツ振興課長： 大松山公園の砂利駐車場の用地買収費になる。地権者の同意を得たため年明け早々に契約したいと考えている。今回は用地費と就業不能補償、契約時の収入印紙代の補正である。
- 坂村委員： 今後の土地利用について答えられる範囲で伺いたい。
- スポーツ振興課長： 駐車場の土地は買収し市の土地としていく。先日の説明にあったとおりプールが廃止となるが、その跡地については、砂利駐車場、ピクニック広場、それとテニスコートも古くなってきているので、それらを含めた整備計画が必要になる。整備に際しては工事車両が入るには狭く、現状では西側砂利駐車場のみとなっているが、それらを含めて整備を検討していく。また、整備には多額の費用がかかるの

で財源確保なども検討しながら進めていく。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第58号 令和2年度下野市介護保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳入]

3款2項5目 保険者機能強化推進交付金

3款2項6目 介護保険保険者努力支援交付金

○坂村委員： 保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金について内容を伺う。

●高齢福祉課長： 保険者機能強化推進交付金は、平成30年度に創設された。高齢者の自立支援や重度化防止についてどれくらい取り組んでいるかによって交付される。介護保険保険者努力支援交付金は、今年度新たに創設された。介護予防、健康づくりなどに対する取組を重点的に評価して交付されるものである。充当先は自立支援や重度化防止、介護予防などに活用するため7款1項～7款4項の地域支援事業費である。これは既存事業に対する充当であり、その分一般財源が残り、交付金と同額の1,922万7,000円については介護給付費準備基金に積み立てを行い、来年度以降の新規または拡充事業に活用していきたいと考えている。

○坂村委員： 介護保険保険者努力支援交付金は、その取組によって額が変わるのか。下野市ではどのような取組をしているのか伺う。

●高齢福祉課長： 国の方で取組の達成状況を評価するための客観的な指標を作っているのでそれを使って評価していく。保険者機能強化推進交付金は全部で76項目の評価指標があり、点数化して評価され交付される。令和2年度は1,575点満点中1,065点であり、交付額は943万1,000円、介護保険保険者努力支援交付金は推進交付金の76項目のうち特に重点的な39項目について評価を行い、870点満点中551点で979万7,000円の交付となっている。未確定だが県の平均点数は、推進交付金は平均864点で県内ではそれなりにやっている方かと思う。支援交付金は平均438点で551点で平均より事業をしていることになる。

○磯辺副委員長： 強化推進交付金と努力支援交付金について、下野市は取組が評価されたということだが、取組の事例を挙げてほしい。

●高齢福祉課長： 例えば、事業に限らず、今回第8期の高齢者保健福祉計画を作成するにあたって、国の見える化システムをどれくらい活用しているのかも評価に加わる。8期の計画に対して各種調査、介護予防日常圏域ニーズ調査や、在宅介護実態調査などを実施したか、またそれをみえる化システムに反映させたか、介護予防とか日常生活支援の関係で通いの場として、地域ふれあいサロンに65歳以上の方がどれくらい参加しているか、通いの場に対してリハビリテーション専門職が関与しているか、これは今年度から下野市では専門職をサロンに派遣し専門的なアドバイスをして健康づ

くりなどに取り組んだがその辺りや、認知症の関係では、早期診断、早期対応につなげるための体制が構築されているかということで、下野市の場合、地域包括支援センターで対応できる体制を整備している。これ以外にもあるがこういったものが例として挙げられる。

- 小谷野委員： 足利市、佐野市の高齢者施設でクラスターが出ている。下野市として高齢者施設に関する指導はどう行っているか。
- 高齢福祉課長： 介護施設等は、原則国や県で直接指導を行っている状況であるが、市からも再度お知らせしている。会議などで集まった時にも啓発を行ったり、包括支援センターが各施設との連絡調整を行っているが、その際にも注意喚起している。介護施設の担当者等と会う機会がある毎になにかしらの注意喚起をしている。
- 小谷野委員： マスク・消毒液等の配布は、市で行っているのか。
- 高齢福祉課長： マスク、消毒液、ゴム手袋等衛生用品について、介護施設は国から直接送られるため十分な量があると思われる。市からは4月に1回、多くはないがマスクなど交付した。国と県が対応しているためその後はない。
- 小谷野委員： 国や県でということであるが、デイサービス等の利用者については、国や県からは出ていないはずである。市の方で介護保険利用の人がデイサービス等利用すると思う。人数も把握していると思うが、市としてマスク等を配布する考えはないか。
- 高齢福祉課長： 国・県からマスク等の配布もある他、事業所で購入したマスクの費用についても国の補助で対応している。原則本人が用意するが、なければ事業所で本人に渡し、その場合に費用は全額負担となっているので、施設で対応できるよう確保されていると考えている。事業所から話もないので、現状では市で負担する考えはないが、必要であれば今後考えていく。
- 小谷野委員： 市内の施設からクラスターを出さないように強い意思を持って対応してほしい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第61号 下野市保健福祉センター条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第62号 工事変更請負契約の締結について

《質疑・意見》

○坂村委員： 増額の主な理由を伺う。

- 文化財課長： 先日の委員会でも触れたが、まず施設周りの砕石の等の厚みの増工。重機の建設工事に伴い昨年の補正予算で樫の木を切った。柱材、屋根材を運び込むのに大型クレーンが入り、周辺の地盤が下がっており、その基礎工事の砕石の厚みを増した。また、東からのスロープの形状を変更した。スロープの幅6メートルでは、足の不自由な方が不便ということで、幅を広げ末広がりのような形にした。手すりは元から設計にある。また建物の北側にグラウンドがあり、スロープから上がってきて子どもたちがトイレを使うが、建物の西側の傾斜面が危険なため、擁壁を作り階段を設ける。階段により資料館の建物に簡単に入ることができ、利便性が向上する。ほかに大きな点は、軒先に木質材を使う設計であったが、建築確認の段階で不燃材を使うよう指摘があり変更した。
- 坂村委員： 当初の計画通りできればよかったと思うが、今回やむを得ず追加の工事で金額が発生してしまったようだが、経費削減に努めたことはあるか。
- 文化財課長： 建設に当たり残土が発生した。ボーリング調査の時にコンクリートのガラがあり撤去したが、発生残土の埋め戻し等を処分ではなく建物の周りに戻して嵩上げをしている。また広場には芝張りを予定しており、県の基準単価で1㎡あたり1,610円で、全部で400㎡を行う予定であった。工事にすると80万円くらいかかる。それを風土記の丘資料館が県から移管されたときにシルバー人材センターで芝張りを行った経緯があり、シルバー人材センターに依頼することにより今回20～30万円ほどでできるので50万円ほどの削減が見込まれる。発生残土の処分についても再利用することで予算圧縮した。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第64号 下野市保健福祉センターゆうゆう館における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第65号 下野市ふれあい館における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第70号 グリムの森・グリムの館における指定管理者の指定について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第71号 財産の取得について

《質疑・意見》

○坂村委員： タブレットの活用方法について伺う。

●学校教育課長： まず今回のタブレットはiPadを計画しており、子どもたちが活用することにより、第一に、新しい教科書にはQRコードというインターネットで動画や資料、コンテンツが見られるものがついているので、授業中に先生から指示があればすぐに見て学習に役立てることができる。また、カメラ機能を活用し、例えば実験の様子を記録し後でもう一度確認するという使い方を実際やっている学校があり、成果が出ているので、その成果を広めて活用していく。ドリルソフトも導入し、学習の履歴が残るので教員で管理ができ、学習した内容について授業の中で復習や進んだ内容を子どもの進度によって活用できる。家庭でも同じようにアクセスできるので在宅や休校があれば持ち帰り、ドリルソフトや、Zoom 等会議用ソフトで子どもたちとオンラインで会話することも今後想定している。それ以外に、今年度も1月に予定している教員に対する研修を行い、先生方への理解促進、活用方法習得のため、順次進めていく予定である。

○磯辺副委員長： 契約について、本体単価やキーボードの価格は把握しているか。

●教育総務課長： 契約の内訳として、附属品含めiPad1台6万4,950円、タッチペン300円、ソフトでEライブラリー関係まとめて2,400万円と1,287万5,000円で、合わせて3,687万5,000円。保守一式1,900万円である。

○磯辺副委員長： 市場単価を調べると一台4～8万5,000円くらいなので単価は結構だが、どういったことに使っていくかという質問で、GIGAスクール構想で一人一台持たせることで、最終的にどこへつながるのかと考えると、議会でもタブレットで議会資料を見て最終的に紙を減らしていく。教科書はタブレットの中に入るようになるのか。

●学校教育課長： 現在、デジタル教科書の活用が進んでおり、教師用、つまり一斉授業用に使うデジタル教科書については導入するという事で進めている。ただし学習者用のデジタル教科書が別にあり、それはまだ本市での導入は考えていない。国からは学習者用のデジタル教科書の推進について通知が来ているが、市としてはデジタルの良さ、アナログの良さを併用しながら学習を進めるということで進めている。

○磯辺副委員長： 市としてそういう方針を持っている間はよいが、国が一斉にこうしろとなった時に、どれだけ市の方針を貫けるかわからないが、できるだけ死守してほしい。

- 小谷野委員： 入札結果報告書の7社の内5社が入札辞退となっている。辞退の理由を伺う。
- 教育総務課長： 執行については契約検査課が担当となるが、5,300台という数量であるので調達できないというのが大きな理由と考えている。
- 小谷野委員： 日本中でG I G Aスクール構想を行っており、県内においても一斉に事業に取りかかっており、台数が確保できないとして辞退したのはわかる。新年度の開校までに、間違いなくすべての台数がそろえられるのか伺う。
- 教育総務課長： 10月21日に仮契約し本契約はこれからだが、業者とも何回か打ち合わせしており3月末に間違いなく入ると話を伺っている。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

5. その他

- 坂村委員： ステイホームが続いており、周辺でも高齢者の認知症等病気の方が増えているような気がする。そういったことに対する市の考えを伺う。
- 健康福祉部長： 6月に緊急事態宣言が解除になり、コロナの関係の行動自粛の緩和により各地のふれあいサロンを再開したところである。そのあと、現在第3波の拡大もあり、サロンは開いているが参加者が減少傾向、またサロン自体が休会するところもあった。高齢者の外の活動の場が少なくなっている。介護施設についても通所系について減少しており、訪問系は若干伸びているが、感染の不安から外出を控えている。認知機能の衰えも危惧されているところである。家にこもる高齢者の健康状態に関して、地域の見守りを担っている民生委員にお願いして、共通認識を図るため定例会を利用して研修会を開催した。その際包括支援センターの職員も出席し、何か心配事があったら包括支援センターに連絡するよう、民生委員も相談窓口として利用するよう呼びかけた。地域ぐるみで家にこもる高齢者に対してケアをしていくことが大切と考え、あらゆる機会を利用して対応していきたい。
- 坂村委員： 引き続き注視してほしい。
- 磯辺副委員長： 陳情案件についてこれから審査を行うが、栃木県と下野市の妊産婦医療費助成制度について話し合うために、基本的な制度内容について、担当課からの説明をお願いする。
- 社会福祉課長： 県が単独で行っている制度である。県では500円の自己負担となっている。いくつかの市町では県の補助通り自己負担を500円いただいているが、本市では500円分も助成を行っている。昨年度の実績では、1,121万6,027円が県の補助対象金額であり、その2分の1を県が補助する。500円分の助成で、112万1,250円を市が負担している。近隣県だと茨城県なども積極的にやっている。栃木県では全市町が取り組んでいる。保険診療分について利用できることについて、国では、妊娠に

関わる病気しか認めていないが、妊娠期間中の歯科や内科、他の保険診療について助成しており、環境が整えられていると考えている。

陳情第3号 国に対して「妊産婦医療費助成制度」を創設するよう意見書提出を
求める陳情書

[審査]

- 坂村委員： 制度自体は肯定的な考えである。栃木県では既に導入されているが、他都道府県では導入されていないところがあり、国として制度を創設してほしいという陳情であるが、国では成育基本法による各種の政策を行っているし、子育て世代包括支援センター等の取り組みも行われている。不妊治療についても今後行われていく予定である。妊産婦だけでなく子育て全体について、子どもを見守ることに對して思いを寄せなければならない。もう少し国の動向を見てからの判断でもよいかと思う。
- 小谷野委員： 子育て支援を目指して、県の制度として取り組んでおり、市でもプラスアルファで500円負担している。県として「子育てしやすい県」とアピールしている事業でもあると思う。日本全国統一することが果たしているのか、他の福祉事業がマイナスになるということはないのか。妊産婦は14回の健診補助も国でやっている。妊娠期間だけでなく、出産後の福祉、子育てに関することも充実してほしい。国でも新内閣が誕生し、不妊治療に対しても保険適用等前向きに政府として取り組んでいるところもあるため、今回に関しては、もう少し様子を見たいと考える。
- 磯辺副委員長： 妊娠が原因でおこる病気は助成される、保険が適用になる。妊娠中毒症とかは保険適用で見てもらうのか。
- 小谷野委員： その辺についてももう少し調査する必要があると思うので、すぐに結論を出さず継続審査としてよろしいのではないか。
- 坂村委員： 同じく継続審査でお願いしたい。
- 五戸委員： 妊娠の前に結婚するかしないかの問題がある。これはこれでいいのだろうが妊娠中の病気でも保険適用になる、ならない、いろいろ問題があるので、もう少し勉強してからでもいいと思う。少子化をなんとかしなくてはというのは分かるが、それより先に考えることもある。
- 磯辺副委員長： 他の医療費助成とのバランスも考えてということか。
- 小谷野委員： 妊娠に関係する医療費等、国の制度がどのようなになっているか。
- 磯辺副委員長： 国の制度に言及していくためには、全国的な展開となっていくかなければならないと思う。継続して勉強することとし、早速常任委員会でもやっていかないといけない。
- 小谷野委員： 制度を実施しているところが意見を出すというよりは、制度を実施していないところが出すのが普通ではないか。陳情の提出団体が栃木県内の団体であるので仕方ないが、県内全市町が制度化しているので不思議な感じがする。その辺りも調べていきたい。

採決の結果、賛成全員により継続審査と決す。

閉 会